

地震保険

地震国日本！地震保険は必要な保険です

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

地震保険とは

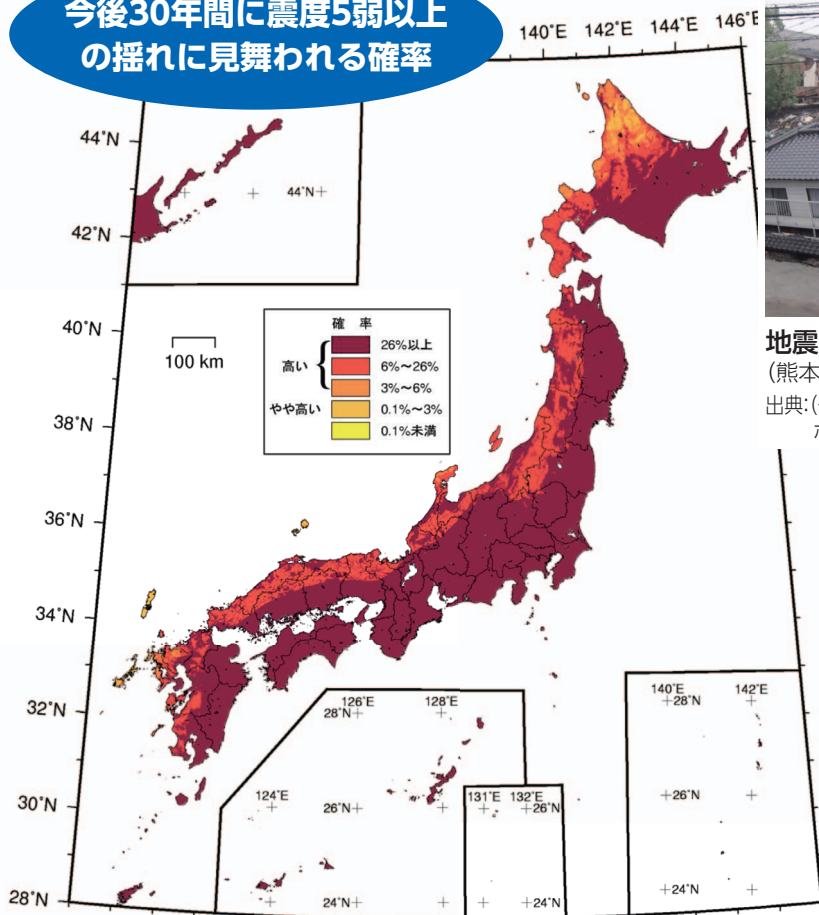
- ①法律(「地震保険に関する法律」)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。
- ②地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。
- ③保険料は各社共通となっています。
- ④利潤を一切いわず、皆さまの保険料は準備金として積み立てられています。
- ⑤火災保険にセットしてご契約いただきます。地震保険のみではご契約できません。
- ⑥居住用建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。

(専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象になりません。)



※地震保険は、民間損害保険会社が契約募集・損害発生時における状況の確認や保険金のお支払いなどの業務を行います。大地震発生時には巨額の保険金をお支払いするため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

今後30年間に震度5弱以上の揺れに見舞われる確率



出典:政府 地震調査研究推進本部 確率論的地震動予測地図(2019年1月修正版)



地震による倒壊
(熊本地震2016年)

出典:(一財)消防防災科学センターホームページより一部加工



津波による災害

(東日本大震災2011年)

出典:(一財)消防防災科学センターホームページ



噴火による災害

(有珠山噴火2000年)



地震による火災

(東日本大震災2011年)

出典:平成23年版消防白書(総務省消防庁)

ご存知ですか？火災保険では、地震等を原因とする

制度（普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます。）または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その

地震保険の保険金お支払いについて

保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象に生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損^(注)となった場合

火災保険では、地震等を原因とする損害は補償されません（地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。詳細は、火災保険のパンフレット等をご参照ください。）。

事故例



地震による火災で建物が焼失した



地震で建物が損壊した



地震による津波で建物が流された



地震で家財が損壊した

(注)「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定について
地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って認定します（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）。

地震保険のお支払金額

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

保険金をお支払いする場合						
損害の程度	建物		損害の程度	家財		お支払いする保険金の額
	主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が	焼失もしくは流失した部分の床面積が		家財の損害の額が		
全損 	建物の時価額の50%以上	または 建物の延床面積の70%以上	全損 	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100% [時価額が限度]	
大半損 	建物の時価額の40%以上50%未満	または 建物の延床面積の50%以上70%未満	大半損 	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60% [時価額の60%が限度]	
小半損 	建物の時価額の20%以上40%未満	または 建物の延床面積の20%以上50%未満	小半損 	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30% [時価額の30%が限度]	
一部損 	建物の時価額の3%以上20%未満	または 全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	一部損 	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5% [時価額の5%が限度]	

- ◆損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- ◆損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- ◆門、塀、垣、エレベーターまたは給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。
- ◆損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります（2021年4月現在）。
- ◆72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

※イラストはイメージです。

保険金をお支払いしない主な場合

	保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害 (例)地震発生後に泥棒が入り家財が盗まれた		門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物のみに発生した損害 (例)門や塀のみに損害があった
	地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害 (例)発生から20日経ってから壁が崩れた		損害の程度が一部損に至らない損害 (例)建物の主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%未満の場合

等

地震保険料控除制度について

個人契約の場合、払い込んでいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。（平成19年1月改正）

※地震保険料控除は保険料を実際に払い込んでいただいた年に行われます（口座振替の場合、「実際に払い込んでいただいた年」は、振替日の属する年となります。）。なお、始期日より前に払い込んでいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払い込んでいただいたものとして取り扱われます。

※2年以上の契約で保険料を一括して払い込んでいただいた場合、一括払保険料を保険期間（年数）で割った保険料を毎年払い込んでいただいたものとして取り扱われます。

損害 (地震等により延焼・拡大した損害を含みます) は補償されません!

始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

地震保険のご加入にあたって

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。火災保険とあわせてお申込みください。なお、火災保険では地震保険を原則自動セットとしていますので、地震保険に加入されない方は、書面によるお申込みの場合、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名(または押印)してください。保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

※地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(注)ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、火災保険と同時にご契約いただく場合は、火災保険と同一の開始時刻となります。

■地震保険の保険の対象

- ① 居住用の建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)
- ② 家財(居住用の建物に収容されている場合に限ります。)

※地震保険の保険の対象は火災保険で保険の対象となっているものに限ります。火災保険の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

【保険の対象とならないもの(火災保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 屋外設備(門、塀、垣、物置または車庫を除きます。)、庭木
 - 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - 自動車、バイク(総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 等

■地震保険の保険金額

建物、家財ごとに火災保険の保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額をお決めください。

ただし、同一の建物や家財についてご加入の他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円^(注)、家財1,000万円が限度となります。

(注)複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯が異なる戸室ごとに5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。

【警戒宣言が発令された場合のご契約について】

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の(写)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料 ^(注1)
免震建築物割引 (50%)	免震建築物 ^(注2) に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^(注3) により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 ^(注4) ^(注5) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等
耐震等級割引 (耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%)	耐震等級 ^(注2) を有している建物であること	②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 ^(注4) 例)フラット35Sの適合証明書 等 ③a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb.「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類 ^(注5) 例)a.「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 等
耐震診断割引 (10%)	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 等
建築年割引 (10%)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 等

(注1)代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注2)住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

(注3)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(注4)書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(適合証明書)は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注5)「技術的審査適合証」において「免震建築物であること」とまたは「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。



Q | 火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか？

A | 大規模地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

Q | 地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか？

A | 巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは(被災物件の完全復旧ではなく)被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

Q | 1回の地震等による支払保険金の総額が12兆円を超える場合、保険金が削減されるのでしょうか？

A | 地震保険は巨額の保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任の一部を政府が負うこととしていますが、いかに政府といえども無限に責任を負うことはできないため、1回の地震等における保険金の支払限度額を12兆円と定めています(2021年4月現在)。この12兆円という金額は、関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えないように決定されており、適時見直されています。万一、この額を超えてしまった場合、お支払いする保険金は次の算式により削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 12 \text{兆円}$$

(ご参考) 東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

Q | 地震保険の保険料は、高いと思うのですが？

A | 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構という中立機関が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料率を算定しています。また、地震保険の保険料率の中には、民間損害保険会社の利潤は含まれておりませんし、代理店の手数料率も低くおさえたものとなっています。なお、住宅の免震・耐震性能に応じた割引制度があり、住宅が一定の条件を満たしている場合に、所定の確認資料をご提出いただければ、地震保険料率に割引の種類に応じた10%、30%または50%のいずれかの割引が適用されます。

Q | 地震保険では実際の損害額をもとに保険金をお支払いするのではなく、損害を4区分(全損・大半損・小半損・一部損)に分類し、保険金額に各々一定の率を乗じたものを保険金としているのはなぜですか？

A | 大地震が発生した場合でも、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金をお支払いする必要があるため、このようなお支払方法としています。

Q | エレベーター・水槽などの付属物だけに損害が発生した場合に保険金が支払われないのはなぜですか？

A | 地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額には、これらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部^(注)において建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物だけに損害が発生した場合などは、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、お取扱いの代理店・扱者または当社にその旨ご相談ください。(注)基礎・柱・壁・屋根など建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

ご注意ください事項

- 保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等によって決まります。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。
 - この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
 - 保険期間と保険料払込方法は以下のとおりです。
(火災保険の保険期間が5年以下かつ自動継続特約(長期用)をセットしないご契約の場合)火災保険と同じです。
(火災保険の保険期間が6年以上または自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合)火災保険の満期日^(注)まで地震保険を1年または5年ずつ自動継続する方式があります。地震保険の自動継続時の保険料払込方法は原則として火災保険と同じですが、口座振替や直接集金の場合は異なることがあります。
(注)自動継続特約(長期用)をセットしたご契約の場合、予定継続期間満了日
 - 火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。
 - 損害保険会社の経営が破綻した場合でも、地震保険では「損害保険契約者保護機構」により、保険金や解約返れい金は100%補償されます。
 - 代理店・扱者は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
 - このパンフレットは地震保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款・特約等をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
 - 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者にも必ずご説明ください。
 - ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。
- 【金融機関が代理店・扱者となる場合のご注意】**
- 地震保険のお申込みの有無が、銀行等とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、当該銀行等で地震保険をお申し込みいただくことは融資の条件ではありません。
 - 地震保険は預金等ではなく、元本の返済は保証されておりません。また、預金保険制度の対象にはなりません。従いまして、預金利息はつきません。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277** (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189** (無料)

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます。)
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶

(お客さまデスク) 0120-632-277 (無料)

